

### (3) 家庭内での境界線の侵害

子どもの成長段階にもよりますが、親と子の間には、パワー(力)の差があります。

例えば、年齢、精神的な発達、体格などの差があります。

境界線の侵害は、身体的暴力などの分かりやすい「虐待」ではありません。目に見えない境界線が守られているかについて注意が必要です。

パワーの乱用(暴力のみならず、「会話しない」、「(問題があるのに)沈黙する」、「誰かが黙って言うことを聞いている」なども含む)が多発すると、家族関係に歪みが生じるおそれがあり、その結果、次のように子どもの健全な育成に支障を及ぼす場合があります。

「大事なことも言わずに黙って言うことを聞くようになる」

「本当の気持ちは話さなくなる(聞いてくれないから)」

「パワーのある人間に過剰に気を遣うようになる」

「交流しないで相手の気持ちを勝手に読むようになる」

「(尊重されていないので)感情を一方向的に押し付けることが普通になる」



## (4) 大人が実践(協力)するべきこと

### ① 子どもの境界線を守る

性問題行動は性的自由の権利(心理的境界線など)の侵害です。

性問題行動を取る子どもは境界線を侵されて育っていることが多く(知らないものは実行できません)、大人が境界線を守ることで、ようやく「境界線を守るとはどういうことか」が分かります。

子どもだけでなく、ありのままの自分や自分の率直な感情が尊重されているという感覚が大切です。

日常の様々な指導を通じて、他者との関係の中で、「ダメなこと」だけではなく、「何が基準か」、「何をしてもいいか」を教えることが大切です。

### ② パワーを持つ「大人」が身近な暴力(身体的、心理的)に敏感になる

大人の周りにも暴力はいっぱいです。暴力に対する大人の態度を子どもは見ています。

子ども内、大人内で起きた暴力に対処できなくても仕方がないが、なかったことにはしないことが大切です。

パワーを持っている者が、その使い方に敏感になることが大切です。もし、子どもが所属する施設や学校等の組織にパワーの問題があるなら、それは子ども集団にも同じような形で現れます。そして、どれだけ性問題行動の対策をしても根本的な解消にはつながりません。



### ③ 性問題行動を減らす、道を断つために

日常生活に身近な保護者(養育者)が協力できる場所として、次の内容があげられます。保護者には、「皿を洗うように」日常のこととして、性の話ができる態度が推奨されません。保護者の対応が難しい場合は、専門機関に相談して協力してもらいましょう。

#### ○プライベートパーツのルールを教える

##### 性行動のルール(プライベートパーツのルール)

- 他の人のプライベートパーツを触ってはいけません。
- 自分のプライベートパーツを見せてはいけません。
- 他の人のプライベートパーツを見てはいけません。
- 他の人に自分のプライベートパーツを触らせてはいけません。
- 一人でいる時は、自分のプライベートパーツを触ってもかまいません。
- 性的な言葉や行動で他の人を不快にさせてはいけません。

<Silovsky 2009年>

#### ○マスターベーションのルールを教える

##### マスターベーションのルール

- 過去の被害者や自分の過去の被虐待経験について考えないようにしましょう。自分と同年代の誰かとの愛情に満ちた関係を想像しましょう。
- 寝室やトイレのような、プライベートな、他に誰もいない場所でだけするようにしましょう。
- ペニスや膣のあたりが痛くなり始めたら、もっと優しくするか、しばらく止めましょう。
- 怒ったり、イライラしたりしているときは止めましょう。マスターベーションをすることで落ち着けるかもしれませんが、怒りと性的なものに良くない関係が作られてしまい、ストレス解消のための強迫的なマスターベーションにつながる恐れがあります。気分が良くて機嫌のいいときに行いましょう。
- 運動をしたり、他のことで忙しくしたりすることで、マスターベーションにあまり時間を使い過ぎないようにしましょう。

<回復への道り パスウェイズ 藤岡淳子訳 2009年>

#### ○普段の生活を見守る(モニタリング)

→スマートフォン等の利用ルール、フィルタリング実施、行動管理など

# 參考資料

## 青少年を取り巻く社会環境の変化

～SNSによる手軽・広範囲な交友関係の進展～

### ◎青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化

- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた自画撮り被害の増加
- ・スマートフォンの普及によるインターネットに起因した犯罪の増加
- ・JKビジネス等の青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業形態の出現



愛媛県では、青少年を犯罪被害やトラブルから守るため、青少年保護条例を改正しました。(平成31年4月施行)

- ・青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノやその電磁的記録等を提供するよう求める行為を禁止し、不当な方法により要求した場合、罰則(30万円以下の罰金)があります。

### ◎フィルタリングを積極的に

- ・青少年(18歳未満)に好ましくないウェブサイト(出会い系、薬物、アダルト等のサイト)へのアクセスを制限する機能のことで。子どもの成長段階に応じて、上手に活用していきましょう。保護者の皆さんは、子どもからせがまれても、安易にフィルタリングを解除しないようにしましょう。
- ・また、フィルタリングには「強度」があります。スマートフォン等の用途や年齢に応じた機能制限を設定することが重要です。
- ・青少年がインターネット利用端末を使用する場合、販売事業者等から保護者等に対し、フィルタリングサービス等が必要であることの説明等を義務付けており、それでもなお、青少年がフィルタリングサービス等を利用しない場合、保護者にその理由を記載した申出書の提出を義務付けています。

### ◎スマートフォン・ケイタイの安全・安心な利用を

- ・手軽なコミュニケーション手段であるスマートフォンやケイタイは、便利な半面、使い方次第では思わぬトラブルに発展してしまうことがあり、意図せず犯罪の加害者になる場合もあります。
- ・以前付き合っていた人等が仕返して相手の写真をインターネットに公開するリベンジポルノの被害も増えています。インターネットで流出した情報を取り戻すことは困難です。

## ◎家庭内でのルール作りが重要

・大人でも難しいインターネットの適切な利用。インターネットにはたくさんの危険が潜んでいます。トラブルに巻き込まれないよう、あらかじめ、日頃の使い方について家庭内でのルールづくりが重要です。この場合、子どもの境界線を十分に尊重し、相互の話し合いと合意に基づく管理監督が必要です。

(例)

利用料金・利用時間(1日〇時間、宿題が終わってから、〇時まで 等)・利用場所  
(リビング等)を決める

インターネットで知り合った人と安易に会わない

悪口や無責任な書き込みをしない

写真など個人情報を投稿しない

困ったときは親か先生に相談する

ルール違反をしたら、スマートフォンの利用を止める

